

町田市バイオエネルギーセンター
運営協議会

町田市バイオエネルギーセンター
専門委員会

の取扱について

前回までの振り返り

第23回～第26回地区連絡会において、運営協議会等の会議体を設置する根拠について、

**『会議体の設置根拠は会議体の重要度にあわせて
選択して決めるものではなく、会議体の目的や設
置する意味合いなどからおのずと決まるもの』**

ということをご説明させていただきました。

前回以降の進展

第26回（前回）の地区連絡会でいただいた意見を踏まえ、運営協議会等の設置根拠を何に求めるべきなのか、再度町田市内部で確認（総務部法制課）を行いました。

【確認結果】

- ・ 条例は「法律で条例として定める」とされている事項や「市民に権利義務」を課す内容について定めている。
- ・ 会議体は、「附属機関」、「懇談会」、「附属機関等と区別すべきもの」のどれに該当するかにより設置根拠が決まる。
- ・ 今回の会議体の意味合いとしては、「情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認を行うため、関係者間の連絡調整の場として開催する」というものが該当する。

「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」 「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」 の会議体は…

「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」並びに「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」は情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認を行う会議体であり、関係者間の連絡調整の場となります。したがって、町田市の規定では、会議体の区分として「附属機関と区別すべきもの」となり、町田市ではその運営方法を要領で定めることとなります。

ご理解とご協力をお願いします。

以降前回説明資料
(会議体の設置根拠の説明)
※配布しない

町田市における会議体の定義

町田市では、会議体（同じ目的で複数回設定される会議）について、『町田市附属機関等の設置及び運営に関する要綱』『町田市附属機関等ガイドライン（2021年4月改訂）』により、次のように区分されます。

- ① 附属機関
- ② 懇談会
- ③ 附属機関等と区別すべきもの

町田市における会議体の定義

〔①附属機関の定義〕

・ 地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例の定めるところにより設置される審議会等であって、執行機関からの求めに応じ、その行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関をいう。

〔解説〕

・ 附属機関は、執行機関の実務を担うという点で、基本的には執行機関の内部組織と同等の機能を有するものであり、すなわち附属機関自体が主体性を持ち、事務を所掌し、与えられた役割の中で意思決定をも行うものである。

町田市における会議体の定義

〔②懇談会の定義〕

- ・ 調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則又は要綱の定めるところにより設置されるものであって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めるものをいう。

〔解説〕

- ・ 懇談会には主体性はなく、その所掌する事務もなく、当然に意思決定も行えない。懇談会は、内部組織が執行機関の行政執行を補助するにあたり、必要な専門知識・市民意見などの情報を取得するための手段の一つということであって、実務を担うのはあくまで内部組織であり、内部の意思決定に資するためのもの。

町田市における会議体の定義

〔③附属機関等と区別すべきもの〕

- ・ 複数の関係者が協働して事業等を推進するにあたり、事業実施者、関係団体の代表者、一定の専門性を有し事業に関わるもの等が、情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認を行うため、関係者間の連絡調整の場として開催するもの。

このような性質をもつ会議体は附属機関等と区別すべきものとなります。

「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」
「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」
の会議体は…

- ・ 「執行機関の内部組織と同等の機能を有するもの」ではない
→ ①の附属機関ではない
- ・ 単なる「必要な専門知識・市民意見などの情報を取得するための手段」ではない
→ ②の懇談会ではない

「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」 「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」 の会議体は…

- ・ 情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認を行うため、関係者間の連絡調整の場であり、③の附属機関等と区別すべきものとなります。

「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」 「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」 の会議体は…

「町田市における会議体の説明」にあったように、町田市の会議体には3つに分類されます。それらの中で、「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」並びに「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」は情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認を行う会議体であり、関係者間の連絡調整の場となることから

「附属機関と、区別すべきもの」となります。このことから、町田市では必然的にその運営方法を要領で定めることとなります。

ご理解とご協力をお願いします。

運営協議会・専門委員会の設置

周辺自治会・町内会と町田市との間で締結した『町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書』でも「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」の設置について、協定書の第16条、第17条で要領で定めると記載しています。

15自治会・町内会と町田市
で2019年3月に締結。
約束事の最も基本となるもの。

町田市バイオエネルギーセンター
環境保全協定書

第16条

第17条

町田市バイオエネルギーセンター
運営協議会設置要領

町田市バイオエネルギーセンター
専門委員会設置要領

町田市における会議体の定義

専門委員会委員についての補足

今回設置する**町田市バイオエネルギーセンター専門委員会**と**地方自治法上の専門委員**は異なる会議体です。

《町田市バイオエネルギーセンター専門委員会》

- ・町田市バイオエネルギーセンター専門委員会設置要領で設置
- ・町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書で取り決めた自主規制値超過が継続するような事故が発生した場合などに開催される

《地方自治法上の専門委員》

- ・地方自治法第174条第1項に基づき、市政等に関する調査研究を推進するために置く。
- ・職務
 - (1) 行政施策に関し助言し、意見を述べること。
 - (2) 政策立案のために必要な調査研究を行い、報告すること。
 - (3) 職員と共同研究をすること。